

儀崎 陽輔

自民党憲法改正推進本部副本部長



いそぎき・ようすけ
1957年生まれ。東京
大法学部卒。旧自治省
を経て2007年参院議員
に初当選し、現在2期
目。首相補佐官として、
安倍晋三首相を支えた。
現在は参院行政監視
委員長。

—小川昌宏撮影

三権分立の例外の根拠

世界を見渡せば、ほとんどの
国の憲法に緊急事態条項があ
る。1980年代以降に制定さ
れた憲法にはすべて、緊急事態
条項が入っていると説く学者も
いる。

日本国憲法は三権分立を定め
ているなか、緊急事態では避難
などの措置の迅速化を図るた
め、立法権を一時的、部分的に
行政権に移譲することが求めら
れる。つまり三権分立の枠組み
の例外を設けることになるの
で、憲法に根拠が必要だ。いう
なれば緊急事態条項は立憲主義

を守るために存する。

自民党は2012年、憲法改
正草案を公表し、緊急事態条項
を盛り込んだ。党憲法改正推進
本部で必要論が高まり、私が小
委員会でもまとめたものだ。ここ
1年ほどの衆議院、参議院の
憲法審査会の議論で、他党が理
解あるいは理解とはいかないま
でも興味を示した項目なので、
憲法改正の項目の一つとして有
力だろうと思う。

自民党憲法改正草案の緊急事
態条項では、緊急事態の宣言を
発令した時は、地方自治体の長

へ必要な指示を出せるようにし
ている。国民の生命、身体、財
産を守る措置を行うため必要な
時には、国民にも指示ができる
ようにしている。また、国会議
員の任期延長と衆院解散の制限
についても明文化している。

戦後の憲法は武力攻撃事態を
想定していない。内閣参事官当
時、有事法制の担当をして、国
民保護法(04年成立)を起草し
た。国民保護法では武力攻撃事
態において、首相を本部長とす
る対策本部を置き、警報を都道
府県知事に指示できるようにな
った。一方で、国民の協力につ
いては「自発的意思にゆだねら
れる」と努力規定にとどめられ
た。緊急時に国家が国民を守る

という意味では、課題が残った。
なぜかといえば、憲法との絡み
だ。やはり、有事を想定する国
民保護法のような緊急事態法に
関しては、憲法上の根拠付けを
していくべきだと思う。

問題はまたある。東日本大震
災の時、11年4月に予定されて
いた統一地方選を特例法で延期
した。地震のすぐ後に、選挙は
事実上不可能だった。ただ、地
方議員の任期は地方自治法など
に規定されている。法律で規定
しているのでも、特例法で例外を
定めて延期できた。もし国会議
員の選挙だったら、そうはいか
なかつた。国会議員の任期は憲
法に規定されており、任期を延
ばすには、憲法に例外事項を規
定しないとできない。

いま、自民党は憲法改正の具
体的項目として、何を選択する
かを決めているわけではない。
憲法改正は衆参両院それぞれで
3分の2の合意がないと発議で
きないからだ。改正内容は、他
党の意見を聞いて、できるだけ
国民の広範な支持を得られるも
のにすべきだ。

しかし、国家の存亡で重い役
割の一つは、国民の生命、身体、
財産を守ることにある。小さな
人権が侵害されることはあるか
もしれないが、国民を守りなけ
れば、立憲主義も何もない。そ
のためには、平時の憲法の例外
規定を置き、緊急事態が起きよ
うとも立憲主義を守る決意が重
要だと思う。

【聞き手・南恵太】